

広報 しろいし

NO. 176

4

49年

編集と発行白石市役所総務課・宮城県白石市字桜小路35Tel(5)2111-989-02昭和35年11月7日第三種郵便物認可1部2円

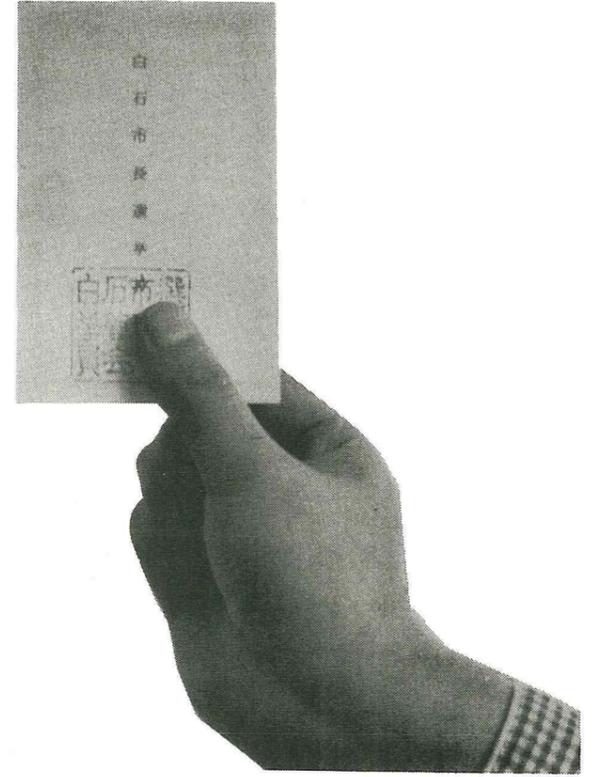
もうすぐ一年生



白石幼稚園にて

あなたの一票 あすの白石をきづく

市長選・市議補選・県議補選 4月26日



五月十一日で任期満了となる市長の選挙と、欠員(二名)となっている市議会議員の補欠選挙を四月二十六日に執行することになりました。

また、宮城県議会議員の補欠選挙も同時に行われます。

告示は、市長選挙、市議補欠選挙は、四月十六日、立候補届出しめきりは、四月十七日となり、県議補欠選挙は、四月十四日告示、届出しめきりが四月十五日となります。

市長選挙、市議補欠選挙、県議補欠選挙と三つの選挙を、同

時に執行することになりますので、有権者として注意しなければならぬことや、選挙にのぞむ心がまえなどについて、二瓶選挙管理委員会委員長、斎藤同事務局長に聞いてみました。

◎有権者はどのくらいですか
九月十日現在、選挙人名簿に登録されている人は、二八、二五一一人(男一三、三三二人、女一四、九二〇人)になっております。

◎投票のできる人
市役所(出張所)の住民基

本台帳に登録されていない人は、選挙人名簿に登録されませんので、投票できません。

◎今回の選挙に投票できる人は
※昭和二十九年四月二十七日までに生まれた人。
※昭和四十九年一月十三日までに転入届をして、引続いて白石市に住んでいる人です。
また、投票日の前日までに市外に転出した人は、市長選挙、市議補欠選挙は投票できませんが、県議補欠選挙については

◎字を書けないお年寄や、目の不自由な人は
代理投票ができます。代理投票とは、その選挙人に代って代理者が投票するのではありません。選挙人が直接投票所に行つて代理投票をしたい旨を申し出ると、代理投票補助者が代つて書いてくれます。投票日でもなくとも

◎投票できるでしょうか
仕事の都合や、出張、旅行病気などの事情で、投票日に投票できない人は、告示の日から投票日の前日までの間に不在者投票ができます。

◎始めての有権者の方々に
投票の順序を簡単に
市長選挙が先で、市議会議員補欠選挙、県議会議員補欠選挙の順になります。

投票用紙は、市長選挙が白色、市議会議員補欠選挙がピンク色、県議会議員補欠選挙が灰色に区別されています。

◎公職選挙法は難しく、選挙運動を敬遠しがちですが、誰にも出来る選挙運動の方法、注意等について選挙管理委員会に伺つてみました。

選挙運動ができるのは、その選挙期日が告示された日から投票日の前日までであります。誰

でもできると云つても、国家公務員や地方公務員、その他特定の人(法律で政治活動(選挙運動も含まれる)等が制限される)ので、ご注意ください。

誰でもできる選挙運動

一、検印を受け、または証紙をはつた候補者の選挙運動用ポスターを掲示すること。
ア、候補者や運動員から頼まれて自宅に掲示することは自由になります。
イ、候補者や運動員から頼まれて知人等の家にポスターを掲示してもらふこともできます。

注意
① 他人の塀や建物に掲示するときは、その居住者、管理者の承諾を受けて下さい。
② 公共の建物には掲示出来ません。
③ 公共営造物、橋りょう、電柱、公営住宅等に掲示するときは、管理者の承諾を受けて下さい。
二、選挙運動用として表示を受けた葉書を候補者からもらつて知人等に推薦状を出すことは出来ます。
三、選挙運動用として表示を受けた葉書に推薦人として名前を出すことは出来ます。
四、法定の新聞広告に推薦人として名前を出すことは出来ま

す。

五、個人演説会で応援演説をするのは出来ます。
六、街頭演説で応援演説をすることは出来ますが、一定の腕章をつけて下さい。
七、幕間演説をすることは出来ます。選挙に関係のない各種の会合等で休憩時間に、ちょっとした間を利用して選挙運動のための演説をすることは出来ます。
八、電車やバスの中あるいは道路上で、知人等に出あったときに、その機会を利用して投票を依頼することは出来ます。
九、電話により投票を依頼することも出来ます。

禁止される選挙運動

一、事前運動
公職選挙法において、選挙運動は、立候補の届出があつた日からでなければなりません。出来ぬ事になっては、それ以前に行う事は事前運動として禁止されています。事前運動とは、立候補の届出前に行う一切の選挙運動であり、買収や戸別訪問等選挙運動期間中も禁止される行為は勿論の事、個々面接とか電話による選挙運動のような選挙運動期間中なら出来る行為

であつても、これを届出前に行えば事前運動となります。

二、選挙事務関係者の選挙運動
投票管理者、開票管理者および選挙長は在職中、その関係区域内で選挙運動が出来ません。

三、特定公務員の選挙運動は出来ません。
四、法令により制限される公務員等。

五、公職選挙法において、選挙運動は、立候補の届出があつた日からでなければなりません。出来ぬ事になっては、それ以前に行う事は事前運動として禁止されています。事前運動とは、立候補の届出前に行う一切の選挙運動であり、買収や戸別訪問等選挙運動期間中も禁止される行為は勿論の事、個々面接とか電話による選挙運動のような選挙運動期間中なら出来る行為



よび被選挙権を停止されている者の選挙運動。

九、構造上開閉できる車の上面側面、後面を開放のまま走行使用すること。
十、湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物の提供。
十一、戸別訪問。
十二、署名運動。
十三、氣勢を張る行為。
十四、休憩所その他これに類する設備。
十五、特定または匿名の寄附。
十六、候補者の選挙区内の者にする寄附。
十七、選挙期日後の当落に関するあいさつ行為。
十八、投票当日の選挙運動。
十九、個人演説会、立会演説会以外の演説会。
二十、第三者の行う合同立会演説会。
二十一、歩きながらの演説。
二十二、夜間(夜八時から朝七時まで)の街頭演説。
二十三、特定の建物および施設における演説および連呼。
二十四、選挙運動通常葉書以外の文書図画の頒布。
二十五、法定のポスター、立札、ちようちんおよび看板の類以外の文書図画の掲示。
二十六、アドバルーン、ネオンサインまたは電光による表示、ス

ライドその他の方法による映写等。
二十七、演説会場で使用する立札、看板等を運搬中、故意に回覧すること。
二十八、著述演説等の広告その他の名義をもってする文書図画の頒布または掲示。
二十九、見舞状、その他これに類似するあいさつ状の選挙区内への頒布または掲示。
三十、選挙運動通常葉書を郵便によらず通行人に頒布すること。
三十一、選挙運動通常葉書の他人への譲渡。
三十二、選挙期日後における自筆の信書および答札の信書以外の文書図画の頒布または掲示。

以上が禁止されている選挙運動です。その他の方法で行う選挙運動にも種々制限がありますので注意が必要です。
尚、詳しいことは、選挙管理委員会にお問い合わせください。



戦後初の総選挙(昭和21年) 春季川干は、四月六日〜八日の三日間行います。



衛生課(内線二九〇番)
妊婦相談

該当者 3月届出の者
日時 4月9日 午後1時
場所 白石市民会館

三才月児検診
該当者 12月1日~12月31日
までの出生者

日時 4月4日 越河・斎川
対象 大平・大鷹沢・白川
場所 福岡・小原

六才月児検診
該当者 昭和48年10月出生者
日時 4月18日 白石地区
対象 4月25日 越河・斎川
大平・大鷹沢・白川
場所 福岡・小原地区

十二才月児検診
該当者 昭和48年3月出生者
日時 4月10日 午後1時
場所 白石市民会館

三才六才月児検診
該当者 昭和45年10月1日~
31日までの出生者

教育委員会(内線二二七番)
白石市奨学生募集

市内に一年以上居住している者の子弟で、高等学校以上の学校または同等の学校に在学する学術優秀、品行方正、心身ともに健全で、経済的な事由により学資の支弁が困難な学生を対象に奨学生を募集しております。

募集人員

高校生 六名以内
大学生 七名以内

奨学資金の額

高校生(月額) 五、〇〇〇円
大学生(月額) 一〇、〇〇〇円

奨学資金の返還

貸付期間満了の六カ月後から月賦均等償還の方法により、貸付けを受けた期間の二倍の期間内に償還します。

申請の手続

本事務局に申請書の用紙が準備してあります。学校長の推せん書を添えて四月末日までに。

福祉事務所(内線二二三番)
定期生活相談

日時 4月5日 15日 25日
午前10時~12時
場所 白石市役所
高令者職業紹介相談

日時 4月23日午後12時30
~1時まで受付
場所 白石保健所

日時 4月2日 16日
午前10時~午後2時
場所 白石市役所内
社会福祉事務所

図書館(⑥三〇四番)
新しい図書館へ引越し

四月は休館いたします
待望の近代的図書館が完成しましたので、新館への移転業務のため、左記期間休館いたします。

休館期間 四月一日
四月三十日

市民相談室(内線二二四番)
行政相談日

日時 4月13日
午後1時~3時
場所 白石市民会館

固定資産税台帳縦覧

日時 昭和49年4月1日
~ 4月20日
午前8時30分~午後5時
場所 白石市役所 税務課

総務課(内線二九九番)
発行と編集計画を

一部あらため月二回発行
広報しろいしを総務課で担当して一年になります。これを機会に、親しまれる広報紙とするために、発行と編集内容を一部あらためます。より以上みなさまのご助言をお願いいたします。

発行計画

広報しろいし 一日発行

お知らせ版 十五日発行
編集計画 広報しろいしに新しく「市民のひろば」「街の話題」「文化財をたずねて」を五月号より掲載します。

市民のひろば 市民の声をとりあげたいと思います。質問、意見、要望をどしどしお寄せください。投書には住所、氏名を明記してください。

あて先 02 白石市字桜小路二十五
989 白石市役所総務課広報係

老人福祉センター(⑤三六番)
4月の行事

- 2日 盆裁 華道 茶道
 - 5日 民謡 謡曲 詩吟
 - 9日 書道 囲碁 将棋
 - 16日 盆裁 華道 茶道
 - 19日 民謡 謡曲 詩吟
 - 23日 書道 囲碁 将棋
- ※盆裁は菊作り、五葉松作りをします。

勤労青少年ホーム(⑤三〇番)
4月の行事

- 1日 日本舞踊
- 8日 茶道
- 9日 華道
- 15日 民謡
- 16日 謡曲
- 18日 詩吟
- 19日 書道
- 20日 囲碁
- 21日 将棋
- 22日 盆裁
- 23日 華道
- 24日 茶道
- 25日 民謡
- 26日 謡曲
- 27日 詩吟
- 28日 書道
- 29日 囲碁
- 30日 将棋

休日当番医

月	日	曜	内科	外科
4	7	日	亘理医院 ⑤2355	刈田病院 ⑤2145
	14	日	柿崎医院 ⑤2210	朝倉病院 ⑤2101
	21	日	大沼医院 ⑤2502	刈田病院 ⑤2145
	28	日	笹 医院 ⑤2410	銭谷医院 ⑤2010
	29	祝	水野医院 ⑤2735	宮城医院 ⑤2062

フォクダンス
ピンポン
スイートピー
民謡
着付講習会